

# 令和7年度東京都児童相談体制等検討会 第2回（区部）

## <議事要旨>

### 1 会議概要

#### (1) 開催日時

令和8年2月9日（月）午後2時00分から4時00分

#### (2) 開催方法

対面開催

### 2 議事内容

#### 【報告事項】

#### (1) 児童相談体制の強化に向けた令和7年度の取組状況、令和8年度の取組

都事務局より、資料「児童相談体制の強化に向けた令和7年度の取組状況」「児童相談体制の強化に向けた取組状況・令和8年度の取組（案）」に基づき説明

#### 【協議事項】

#### (2) 人材育成及び人事交流に係る課題について

都事務局より、資料「人材育成及び人事交流に係る課題について」に基づき説明

#### (3) 令和8年度の児童相談体制等検討会の進め方

都事務局より、資料「令和8年度児童相談体制等検討会の進め方（案）」に基づき説明

#### 【情報提供】

#### (4) 区市町村の取組

目黒区、大田区より資料に基づき説明 ※武蔵野市については資料提供

#### (5) その他報告

- ・令和6年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書について

都事務局より、「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」「R6年度「児童虐待死亡事例等検証部会」報告書の公表と今後の対応」に基づき説明

- ・一時保護時の司法審査に係る年末年始の対応状況

都事務局より、「一時保護時の司法審査に係る年末年始の対応状況」に基づき説明

## 【主な意見交換等】

### (1) 児童相談体制の強化に向けた令和7年度の取組状況、令和8年度の取組

- ・都児相のサテライトオフィスが子家センに設置され、都児相との連携が進んでいると実感している。
- ・令和8年1月から開始された専門相談窓口について、普段からの都児相との連携もある中、こういったケースを相談すれば良いのか戸惑っている面もあるため、気軽に相談して問題ないという後押しをいただければと思う。

### (都事務局の回答)

- ・例えば不登校や、発達の課題にまつわる相談ケースといったものが考えられる。そうしたケースはすぐに見相の機能を必要としないが、子家センが長く関わりつつも支援の展望が見えず悩むことが多く助言が欲しいという声も聞く。
- ・外国籍の多子世帯への対応といった複雑なケースの相談も来ている。遠慮なく御活用いただきたい。

### (2) 人材育成及び人事交流に係る課題について

#### ○今人材育成策を検討する必要性、人材育成策の協議・検討に向けた基本的な考え方(案)、人材育成策の検討に係る論点

- ・当区では10年前から福祉職の採用を始めたため、福祉職の管理職がおらず、若手を中心となって現場の業務を担っている。その中で、都児相への長期派遣経験者が、児相との調整やスーパーバイズにおいて大きな力を発揮しており、非常に有効な仕組みだと感じている。一方で、派遣によるマンパワー減少は区として大きな課題であり、双方向の人事交流の拡大は大変ありがたいが、経験年数要件により参加できない現状もある。

児童相談業務に携わる人材に求められる共通の『力』として、専門性は前提だが、コミュニケーション力や対話・調整力の不足が若手職員には顕著で、保護者との関係がこじれ、それを引き受けるベテラン職員が疲弊する状況がある。

人材育成と人事交流は児童相談行政を支える基盤であり、都区が共に取り組むことで、実効性ある体制を築けると考える。

- ・児相職員は、児相の中だけでは育成しきれず、例えば児童福祉審議会への対応などいわゆる本庁機能に関する視点が必要であるが、その点は児相だけでは育てにくく、区全体の人材育成システムが必要。また、都が持つ施設資源や都立施設との交流派遣なども、将来的にはできるとよい。困った時に相談できる関係性の構築が最も重要であり、区の育成と都の支援を組み合わせるとよい。

### (都事務局の回答)

- ・若手職員の育成、特にコミュニケーション能力の向上は、都児相においても重要と認識している。
- ・人事交流や研修を通じて、互いに補い合い、連携の“のりしろ”を広げていくことが重要。
- ・区児相だけでなく、都児相も地域に出て、学校、医師会、関係機関の実情を理解し、関係を構築することが必要であり、都側も同じ立場で学んでいきたい。
- ・都区市町村が同じ考え方の下で人材を育てていくことが、長期的な人材育成には不可欠である。

○児童相談業務に携わる人材に求められる共通の「力」とは何か、その「力」を伸ばすための育成策のあり方

- ・都児相への長期派遣経験者は、児相の判断についての知見や、児相との調整力など、非常に力をつけて戻ってくる。虐待コーディネーターやチームリーダーとして活躍しており、長期派遣は非常に意義がある。可能であれば、子家で1、2年経験を積んだ主任級を児相へ派遣し、戻って虐待コーディネーター等として安定的に体制を整えたいが、『児相は大変すぎてついていけない』と腰が引ける職員もいて、思うように人員配置のサイクルを回せないことが課題。
- ・都への派遣職員は専門性を高めて帰ってきて、子家セン現場の核として働いていると聞いている。都児相から区の子家センへの交流にも期待している。  
若い職員は知識の吸収は早いですが、知識だけでは力を発揮しにくい。『専門性は知識+個人のキャラクター』という話もあり、育て方は難しい。子育て世代職員の育休等で継続就労が難しい中、経験の浅い職員をどう育成するかが課題。  
所管児相と都区連携強化会議を行っているが、都児相のチーフから『ミニ研修のような意見交換の場を作ろう』と提案があり、今後実施予定。顔の見える関係の中でお互いに高め合い、理解できるとよい。
- ・区児相では、児童福祉司が『自らの意見を明確に説明する』ことが難しく、措置とは何か、なぜ措置を行うのか理路整然と説明できない場合に、保護者とトラブルになることがある。座学だけでなく、1~2年、難しい環境に身を投じて学ぶ経験が必要。東京都の力も借りないと難しい。区児相では重いケースに頻繁に当たらず、継続的な関与を要さない事案が多いが、現場で『これは保護だ』と子供の置かれている状況の重篤度等が判断できる児童福祉司を継続的に育てることが重要。  
また、育て上げた職員が何年か経つと人事異動でいなくなるが、その穴埋めをする人材もなかなかいない。児相を設置する立ち上げの時には、選りすぐりの管理職と係長、スタッフを揃えるけれども、設置後3年、5年たつと異動のサイクルで抜けてしまい、抜けた後の人材がいない。それをどうしていくかというのが、人材育成で一番頭の痛いところ。

組織として未来永劫機能するには、職員をつなぎながら育て続ける必要があり、管理監督職含めた組織全体でどうしていくかという視点が必要。

1～2年間、難しいケースを扱う環境に身を投じて、色々なことを学び自区に戻るといふ人たちを増やしていかないと裾野が広がらない。都区連携を継続的に行っていないと難しい場面が出てくる可能性がある。

- ・基本的には、資料に記載の通り職員の確保・育成・定着についてそれぞれの自治体の責任で持続可能な体制をしっかりと作っていくところではあるが、都児相・区児相・子家センそれぞれに強みや弱みがあり、それぞれの事情を理解したり、特徴を踏まえたうえで、不足を補い合い、強みを生かし合う仕組みとして検討を進めてほしい。区児相職員はまず区職員であり、区の職員としての人材育成がある。都道府県の広域児相と区児相では、求められるものに同じ部分と違う部分がある。区児相では、管理職が議会対応など本庁の機能に関する業務も行うし、係長も幅広い業務に従事することになる。また、連携すべき関係機関・関係部署も、都児相とは異なる部分がある。中長期的・持続可能な視点で、人材育成（管理職・係長・昇任者の複数育成）を積み重ねていくことが重要。

（都事務局の回答）

- ・『児相はきつい』というイメージは相当あると思う。長期派遣の前に、短期の視察や研修などを経験しながら長期につなげる段取りも必要かもしれない。
- ・児相と子家センが、日頃の関係の中から、少しずつ顔の見える関係をつくっていく大事さもある。
- ・人材育成は基本的には各自治体の実施するものだが、それでも足りないところをどうするかは考える必要があり、来年度調査も行っていきたい。
- ・東京都も、区市町村の“寄り添い型支援”の難しさを学び、若い職員が多い中で力をつける必要がある。長期派遣や共同企画研修等で、お互いが学び合うことを目指したい。

○今後の検討内容・スケジュール（案）

（都事務局より説明）

**【検討内容】**

- ・共同企画研修や相互開放研修の実施内容
  - ・人事交流等の実施内容
  - ・子家センの専門性向上に向けた取組
- ⇒児童相談体制等検討部会を中心に議論

**【スケジュール】**

- ・令和8年5～6月頃：検討部会
  - ・共同企画研修や相互開放研修の実施状況、課題

- ・人事交流の目的、派遣先、対象とする職級・年次、効果的な派遣期間など
  - ・子家センの専門性向上に係る課題
  - ・令和8年7~8月頃：検討部会、検討会
    - ・共同企画研修や相互開放研修の今後の実施内容の方向性（案）
    - ・人事交流等の今後の基本的な考え方（案）
    - ・子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性（案）
- ※検討状況をふまえ、令和8年度下半期以降も引き続き議論

（意見など）

- ・特になし

（3）令和8年度の児童相談体制等検討会の進め方

（意見など）

- ・特になし

（4）市区町村の取組

（意見など）

- ・特になし

（5）その他報告

（意見など）

- ・特になし